

翻訳

ルードルフ・フォン・イエーリング 「ビスマルクとサヴィニーの想い出」（未発表の遺稿）

平 田 公 夫 訳

〔訳者解題〕 本稿は、イエーリングの死（一八九二年九月

一七日）から余り時を経ずしてカール・エーミール・フランツ
オース（Karl Emil Franzos）の手によって発表された遺稿
Rudolf von Jhering, *Erinnerungen an Bismarck und Savigny*,
in: *Deutsche Dichtung*, Bd. 13 (1893), S. 47-49 (Ungedruckter
Nachlaß) *) を全訳したものである（本邦初訳）。なお、本文
中の隔字体は、訳文中では傍点を付した。また、訳文中におけ
る「」内は訳者の補足・挿入である。訳註（算用数字で示す）
は人名について簡略につけておいた。

原註

（*）この手記の成立時期、目的、公表方法については、本
号の論稿“Rudolf von Jhering”に詳細が記載されてい
る。

編集者

一 ビスマルクについて

（1）ビスマルクへの名誉博士号（ゲッティンゲン大学）の贈呈
まず、「鉄血宰相」の異名で有名なビスマルク（一八一五—
一八九八年）が、一九世紀ドイツの政治において絶大な影響を及
ぼした政治家として、その影響力の跡は一九世紀にとどまら
ず、二〇世紀にも及んでいることは周知のことであるが、当時
の人びとの精神面・心理面においても大きな足跡を残した人物
であった。その一例として、同時代人イエーリングのビスマル
ク評価を挙げる事ができる。もともと、彼のビスマルクに対
する否定から肯定への急激な態度の変化は、彼一人の心中にお
いて生じた出来事ではなく、多くのドイツ人の心に生じたもの
でもあった（この急変はいわゆる一九世紀ドイツ自由主義の転
向としても語られる現象であるが、それらについては、本号所
収の別稿「イエーリング「ビスマルクと三つの戦争」——友人

宛書簡集』から——を合わせて見られたい。ここでは、すでにビスマルクの崇拜者となっていたイエーリングが、ゲッティンゲン大学法学部長として、一八八五年、ベルリンで行われたビスマルク誕生祭に合わせて、名誉博士号を贈呈する儀式を行い、そのときに経験したことがらが語られる。

(2) ビスマルクの学生時代の思い出——ゲッティンゲンとベルリン——

ビスマルクの学生時代の思い出からは、当時の大学生の自由奔放な生活ぶりがかがわれる一方、ゲッティンゲン時代の教授としてはフーゴーの名が挙げられている点と、やはり、ベルリン時代のサヴィニー評が興味深いところである。前者については、法学よりもむしろ歴史学に関心を引かれていたビスマルクが、法学教授のなかで印象に残っている学者としてフーゴーを挙げているからである。ゲッティンゲン学派のなかにおいて法学の研究手法を取り入れたのはフーゴーであったからだ。つまり、フーゴーの講義には、実際のところ、ビスマルクの歴史的関心を引くものが含まれていたことを示唆するからである。後者については、あの沈着冷静で、「法学の革新」を掲げて学問に打ち込んだサヴィニー像とは違う顔が語られていて、これもまた面白い部分である(と)ころで、ロタール・ガルの大著のビスマルク伝によると、ビスマルクはサヴィニーの講義には二回出ただけだという(Lothar Gall, Bismarck. Der weiße Revolutionär, Frankfurt a. M. · Berlin · Wien 1980, S. 34, ガル著、大内宏一訳『ビスマルク——白色革命家』創文社、

昭和六三年)、二五頁)。エーリッヒ・アイク著、救仁郷繁訳『ビスマルク伝』(第一巻)(ベリカン社、一九九三年)、三二頁も同じくそう伝える。しかし、ビスマルクのサヴィニー評を読むと、もう少し聴講回数が多かったのではないかと思われる。そしてイエーリング自身は、このときビスマルクのサヴィニー評が自分自身の個人的な経験と合致することを確認したのであった。

二 サヴィニーについて

(1) イエーリングのサヴィニー追悼文(『イエーリング年報』所載)

次に、「歴史法学の祖」であり、また「近代私法学の父」とも称されるサヴィニー(一七七九—一八六一年)もまた、ここでことさらに何かを言う必要がないほど著名な法学者であるが、一八六一年一〇月二五日にサヴィニーが亡くなるや、すぐにイエーリングは白ら筆をとって、サヴィニー追悼文を彼の生まれ故郷であるフランクフルト・アム・マインの新聞に発表し、それにアルント(Arndts)の文章を註として付け加えただけで、そのまま自分の『年報』にも再掲している。Friedrich Karl von Savigny, in: Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, Bd. 5 (Jena 1861), SS. 354-377 (これには、すでに大塚滋・高須則行訳、ルードルフ・イエーリング『フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー』、『東海法学』第二〇号(一九九三年)、六七—九八頁、所収のものがある。ただし、引用した文章はこの訳文そのままでは

ない)。この追悼文のなかでは、もっぱら法学者としてのサヴィニーを取り上げ、彼の著作を中心に論じている。しかし、イエーリングは学者としてのサヴィニーを、一方ではもちろん称えながらも、「ドイツの法学が有した最も輝かしい星」、「今世紀初頭以来の法学の歴史」の体现者たるサヴィニー、他方ではすでにこの時点で批判の対象にしていた点(たとえば、「歴史法学派」とか『歴史法学雑誌』の「歴史」なる看板と実際に挙げた業績との間に食い違いがあることや、法の形成に当たって、余りにその「有機的生成」を重視し、歴史における人間の意思的な行動・行為の軽視が見られることなど)は注目される。あるいは、もつと言えば、サヴィニーをして、フランクフルトの誇りたるゲーテと並び称してはいるものの、全体的な基調としてはむしろ批判的な印象を受ける。とはいえ、この追悼文では学問的な側面に限定されていた。

(2) サヴィニー批判(本訳の「手記」公表の理由)

それに対して、ここに発表された手記のなかのサヴィニーは、とくにその人としての側面・人格面においてこびどくやっつけられている。ここまでも人格批判を行うか、というほどである。しかし、これだけの証人が登場してくると、それもまたサヴィニーの外の顔の一つ、とくに自分より位の低い目下の者に対する姿勢であったのだらうと思われる。その点でもきわめて興味深いところである。

では、いったいなぜイエーリングはこのようなサヴィニー批判を、自分の死後とはいえ(あるいは自分の死後だからこそ、

公にすることにしたのか。一つの理由として考えられるのは、この手記のなかでも触れられているが、サヴィニーの死後、彼の信奉者たちによつてますますサヴィニーは担ぎ上げられ、いわゆる「聖サヴィニー」が誕生してきた状況に対するイエーリングの批判的な態度・異議申し立てがここには見られることである。後代の人がある法学者を評価し歴史的に位置づけようとするとき、学問と人格との関係は一応遮断して、当人の残した学問的著作を中心に評価しようとするのが、通常のやり方であり、また態度である。しかし、その際、評価対象が余りに神格化されてしまうと、評価者の内部において客観的な判断が下せない怖れが生じてくる。そのためのいましめとして、イエーリングによるサヴィニーの人物批判は読むことができる。二つには、このように批判的な眼で見えているイエーリング自身の背景として考えられることであるが、『権利のための闘争』の冒頭部分に詳しく論じられているように、とくに後期のイエーリングにとつて、言語の形成と同じように、法の自然的有機的な生成を説く歴史法学派の理論は、一貫して克服すべき対象と見なされていたからである。すでにその萌芽は上述の『追悼文』にも現われている。最後に三つ目として、やはり本文中にもはっきりと語られているが、自分が直接に接触したサヴィニー像とビスマルクのサヴィニー像とが一致したことも、それが自分だけの印象ではないとして、公表するについて大きな勇気づけを与えられたことが考えられる。イエーリング自身が明言しているように、むしろ、直接的な動機としてはこの点が一番かも知れない。

(3) 聴講料に関連して

ところで、学生の聴講料に関連して、サヴィニーの吝嗇さを物語るエピソードが出てくるが、その話からは、すでによく知られていることでもあるように、当時の貧しい学生にとっては言うまでもなく聴講料もきわめて高額であったこと、同時に、教師にとっても固定給とともにまだ重要な収入源であったことが分かる（なお、ビスマルクの話に出てくる二度目の聴講者には聴講料は不要だったということは耳新しいし、またそれをめぐる悪戯も面白い）。この聴講料に関連してイエーリングについて想起されるのは、一つにはイエーリング自身は実にこまめに自分の受講者数をメモしているが、それは単に彼の几帳面な性格とか教育上の関心からだけではなく、当時のドイツの大学教授の収入が今なお聴講料に依存する面を残していたからでもあっただろう。二つには、イエーリングがウィーンからゲッティンゲン大学に移った際、受講者数が四〇〇名から二〇から四〇名程度にまで落ち込んだという話である。大学の規模からしても当然の結果でもあるが、イエーリングにとっては、かなりの収入減になる。それをも厭わず、彼は静かな研究環境とより多くの研究時間を求めて大都市・大規模大学から小都市・小規模大学のゲッティンゲンに移ってきたのである。この転学には健康問題も関係していたが、やはりイエーリングの学者としての真摯な姿勢がそこには物語られていると言える。

(4) 大学教授の社会的地位

また、サヴィニーの尊大さ、貴族主義（サヴィニー自身が帝

国騎士身分の家柄に連なり、富裕な貴族の出身であり、また大土地所有者（領主）でもあった）の例として、ベルリンでの高身分者のサークルの話が出てくる。そのサークルそのものが何かは不明であるが、注目されるのは、「学者としての彼は、このサークルではまともには見られていなかった」し、ここに入るためにサヴィニーは何か「屈辱」を我慢しなければならなかったとされる部分である。このイエーリングの筆からは、サヴィニーの人格云々よりも、むしろ、当時、一九世紀前半のドイツ社会において、大学教授の地位はまだ余り高いものとは見なされていなかったといわれるが、たしかにその片鱗を見る思いがする部分である。

(5) 立法改訂省とサヴィニー

立法改訂省とサヴィニーとの関係およびそのイエーリングの評価（「彼専用の」という表現が面白い）もまた興味深いところである。立法大臣となったサヴィニーは、パラドクシカルなことに、「立法に対する使命が現代には欠如している」という彼自身の主張を自ら裏づけることになったからだ。そのように同時代人のイエーリングには見えていたのである。すでに上記の「追悼文」においても、立法改訂省の大臣になったことは、サヴィニーの学問にとって、ひいてはドイツの法学にとってもきわめて不幸であった、とイエーリングは評してもいた。

三 当該「手記」の「成立時期、目的、公表方法」(当該雑誌編集者カール・エーミール・フランツォースの報告)

さて、当該雑誌の編集者(カール・エーミール・フランツォース)の註によれば、この手記の「成立時期、目的、公表方法」が書かれているという同号所収の同人の論稿「ルードルフ・フォン・イエーリング」(Karl Emil Franzos, Rudolf von Jhering, in: ebenda, S. 50-52, 78-80)についても触れておかねばならない。

それによれば、フランツォース(一八四八年にガリツィアでユダヤ人医師の息子として生まれ、一九〇四年にベルリンで亡くなる)とイエーリングとの出会いは一八六九年にまで遡る。当時グラーツ大学の法学生であったフランツォースは、数週間をウィーンで過ごした際、たまたまイエーリングの講義を聴く羽目になったが、しかし、すぐに彼の講義ぶりに魅了され、滞在中は毎日聴きに訪れ、グラーツに帰るや直ちにイエーリングの著作を読みふけたという。イエーリングのお蔭で法律学に目覚めたものの、もともと法律が好きで進学したわけでもないフランツォースは、ユダヤ人である上に、自らの政治信条から官憲といざこざを起こして、国家官吏となる道が閉ざされたこともあり、本来の内的傾向にしたがい作家の道に進んだ。一八七二年イエーリングの『権利のための闘争』が出版されるや、すぐにこの小冊子を読み、そこからヒントを得て、一八七八年ある小説の構想を草するに至った。後にその草稿は『ある権利

のための闘争』(Ein Kampf ums Recht) (もともと原題は「リドヴァの村長」(Der Richter von Ridowa))と題する小説となって実を結んだ。(なお、イエーリング自身がこの小説に高い評価を与えていることについては、『権利のための闘争』(村上淳一訳、岩波文庫)、一四頁、一〇三―一〇四頁、参照。また、伊狩裕「権利のための闘争——カール・エーミール・フランツォース試論(2)」、『言語文化』第四巻第二号・二〇〇一年、所収をも見られたい)。その小説をイエーリングに献呈し、イエーリングから一八八一年一月と一八八二年一月にその礼状を受け取っている。ところで、イエーリングからこの「手記」をフランツォースが受け取ったのは、一八八六年ウィーンで個人的に知り合ったときだった。その折りに、イエーリングは自分の友人たちのために書き下ろし、その印刷までは考えていたわけではなかった、この「手記」をフランツォースにも進呈したのである。そこで、フランツォースがイエーリングに、この「手記」は当時フランツォースが編集していた雑誌『ドイツ文学』(Deutsche Dichtung) (フランツォースが一八八六年に創刊し、一九〇四年に亡くなるまで編集を担当していた文芸雑誌)への寄稿文として自分に委ねたものではないのかどうか、を尋ねたところ、イエーリングは次のように答えたという。すなわち、「わたしの死後、それを印刷に回しても差し支えありません。それは広い読者層にこそふさわしいものですから」と。こうして、イエーリングはすぐに原稿を届けさせ、その箇所に印をつけた、という。そして、「ドイツの学問のみならず、ドイツの文学もまたイエーリングのことを忘れることはないであろ

う。彼は偉大な法律家であったばかりでなく、彼は偉大な文筆家でもあった」という文章で、この追悼文は締めくくられている。

これによれば、イエーリングは友人用に書いたこの「手記」を当初は印刷に回し発表するつもりはなかったようであるが、一八八六年にウィーンでフランツォースに出会ったときには、すでに自分の死後に発表すべきだという考えをもっており、そのため、自分の雑誌をもっているフランツォースにその「手記」を託したものと思われる。もともと、このフランツォースの記事からは、いつイエーリングがそれを書いたのか、その執筆時期は不明のままである。おそらく一八八五年二月二十五日にビスマルクに謁見した後、時をおかずに草したものであろう。他方、一八八八年九月一日付けのビスマルク宛ての手紙（本号所収の別稿所掲）に出てくる「家族のためだけの手記」とは、時間的に見て、もちろん別物であると考えられる。

四 サヴィニー家訪問の思い出（訳者）

最後に、私事に関わることであるが、サヴィニーについては、訳者には心なごむとともに、また、少しばかりせつなさを後に味わうことになる思い出がある。それはもうすでに二〇年近く昔のことになるが、一九八九年の七月——ちょうど黄色く色づいた麦の穂が揺れていた麦秋の頃であった——、グリム兄弟の生地としても有名な小都市ハーナウの郊外にあったサヴィニー家（Hof Trages）を幸運にも訪問できたことだ。この訪問は、

一四八

当時フランクフルト大学のゲアハルト・ディルヒャー教授の下で在外研究に従事されていた黒田忠史氏（甲南大学教授）が、マインツに滞在していたわれわれ家族と一緒に行かないかと親切にも声をかけ、誘って下さったおかげで、実現できたことであつた。ディルヒャー教授夫妻の案内でサヴィニー家を訪問し、あのよく知られた正装姿のサヴィニーの肖像画が壁に飾られている応接間に通され、当時の当主レオ・フォン・サヴィニー氏（学者サヴィニーの曾孫に当たる）ならびに夫人ともしばし歓談をしたひと時であつた。お二人とも穏やかな感じの方であり、ご当主はやや面長で、頬骨あたりが高く、そのあたりに学者サヴィニーの、また家系の特徴が感じられる風貌であつたと記憶する。外の門から屋敷の玄関にまでたどりつく長い距離、広大な敷地と大きな屋敷、そしてこれまた広い庭園のなかにある小さな礼拝堂（そこは歴代の墓所でもある）などがとくに印象に残っている。ドイツの大土地貴族の邸宅とはこのようなものだったのか、とその規模の大きさに驚いたものである。その後ほどなくして、そのサヴィニー氏が亡くなられた（一九九二年）というディルヒャー教授からの手紙を日本で受け取った。後になって、今や屋敷はそのまま残っているが、農場はゴルフ場として人手に渡っているようだ。黒田氏から教えていただし、「栄枯盛衰は世の習い」という言葉をふと想起したものであつた（もともと、ご子息たちは都会に出て活躍されているのであつて、いわゆる没落されたのではないことをお断りしておきたい。あれだけの邸宅および庭園などを個人で維持していくには相当の資金が必要になるだろうことは容易に推測できる。む

しろ学者サヴィニーの死後一五〇年近くも、また、二度の世界大戦——サヴィニー家も第一次大戦後、紙屑となった戦時公債は言うに及ばず、あの猛烈なインフレ下で財産の大半を失ったという——そして敗戦をくぐり抜けて維持されてきたことの方が驚異とも言える)。なお、学者サヴィニーの曾孫に当たる Gunda von Savigny の手になす “Hof Trages——Chronik der Familie Savigny”, (2. Aufl. 1999) には、一九世紀初頭の当館がドイツ・ロマン主義者たち——クレメンスとベッティーナのブレンターノ兄弟姉妹（その妹のクニグンデ(グンダ)・クレメンスと学者サヴィニーは結婚する）、カロリーネ・フォン・ギュンターローデ、ヤーコプとヴィルヘルムとルートヴィヒのグリム三兄弟やアヒム・フォン・アルニムのメッカであった様子や学者サヴィニーの父親以降の歴代の当主の略伝などが描かれている。また、村上淳「貴族サヴィニーの民事訴訟」、同編『法律家の歴史的素養』(東京大学出版会、二〇〇三年)所収、一六七頁以下をも参照されたい。

……一八八五年三月二五日に、私はベルリンでビスマルク閣下の歓迎を受けた。私は(ゲッティンゲン大学の)法学部長として、閣下の七〇歳の誕生日に際し、博士号の学位記を手渡すよう委任されていたからである。閣下は私をデイナーに招待された。

私は恐れながら、この機会に、ビスマルクにゲッティンゲン

大学での学生時代を思い出していただき、彼の教師たちのことを尋ねた。

教師たちについてはほとんど記憶が無い、と彼は言った。彼らは法律学に対する関心を自分に抱かせることができなかった。ただ歴史家連中だけは自分の興味を喚起させた。ゲッティンゲンでは勉強は余りしなかった。とくに休暇は——当時の学生たちはまだ休暇を大学で過ごすのがつねであった——、友人たちと一緒にカード遊びと飲酒で明け暮れた。彼が当地で——周知のように学生団体のメンバーとして——過ごした生活は、ろくでもないものであった、と言う。

彼が親密に交流したのは、教師たちよりも、むしろ事務官たちであったようである。彼はそのうちの一人を今でもよく覚えており、彼をファースト・ネームで呼んだ。教師たちのなかでは、フーゴー(Fuergo)と、彼がバンデクテンを聴講した私講師のファレット(Fallete)だけの名前を挙げ、他の教師たちは忘れられているようであった。

彼は水浴びのことをユーモアを交えながら語った。つまり、彼が夜、酒場から、波止場近くの運河用に張られた綱の側にある彼の家に帰るとき、「(火照った)体を冷やすためによくその綱に掴まっていたと話したのである。この家は今なお建っており、ビスマルクを記念して大理石版が埋め込まれている。それは一部屋だけの東屋である。したがって、ビスマルクが唯一の住人であり、家の鍵をつねに持ち歩かねばならなかった。彼の出入りを監視する家主はおらず、彼はまったくの自由であった。ゲッティンゲンを去るに当たって、ビスマルクには監禁刑

「学生牢」が科せられたが、彼はその刑をゲッティンゲンから行った先のベルリンで務め上げねばならなかった。ビスマルク祭（誕生祝賀祭）の前夜に催されたドイツ全土の大学の学生代表者たちが参加する大学生酒宴大会の折りに、ベルリン大学の総長であったデルンブルク（Derenburg²）教授は、この事態をとらえて上機嫌で次のように述べ、ゲッティンゲンの態度が過去と現在とでいかに違っていたかをあげつらった。すなわち、「当時、ビスマルクの後を追いかけて監禁命令が科されたが、今日、彼には法学博士号が贈呈される」と。

ベルリンの学生時代についてビスマルクが語った話題の中心は、とりわけサヴィニーのことであった。つまり、彼が二度目にサヴィニーのパンデクテン講義を聴いていたときのことだった。そして、サヴィニーについてのビスマルクの話は、私にはとても興味深かったもので、その話はこの機会とは別のところでも記録しておきたいほどである。その話は保存される価値があるし、したがって、私のこの手記からいつかその部分が公表されても、私には何の異存もない。

ビスマルクは次のように語った。つまり、「私はたしかにサヴィニーと知り合いになった。彼の息子たちを知り、家にも行った。この偉大で、大いに誉め称えられる人物が、私にはいかに貧相で、卑小に思われたことか！ 彼は孔雀のように威張っていた、そして、われわれ学生たちでさえ、彼にとっては卑小な存在ではなかった。というのは、われわれは、彼からすれば、自分に畏敬の念を抱くべき存在だったからである。サヴィニーが講義を終えてから枢密院の会議に出かけねばならなかったと

一五〇

き、彼は外套を着て現われたが、輝かしい枢密院の制服をみせびらかすように、その外套の前は大きく広げられていた。彼は外套のボタンを全部閉めることもできたのに、われわれ学生たちはその枢密院の制服を見なければならなかったのだ！ 講義のときのサヴィニーは、自分の吐く言葉は黄金の粒であるかのように、また、われわれに向ってしゃべらなければならないということが自分にとっては品位を汚すことであるかのように、そのように言葉を選んで話した。聴講学生とは何の交流もなく、温かみのある生き生きとした言葉を吐くこともなく、彼がわれわれに関心を抱いていると思わせるような気配もなかった。サヴィニーは客観的であると大いに賞賛されたが、その客観性とは、完璧で、彼の傲慢を吹き込まれた、氷のような無関心さ以外の何物でもなく、そして、聴講学生たちにとってはまさに何か心を傷つけられるものをもっていた。というのは、学生たちは、サヴィニーの無関心さはただ、自分たちと彼自身との間には距離があることを不断に思い起こさせることのみを計算に入れたものであると、はつきりと嗅ぎつけていたからである。私にとってこの男は、このような物々しい態度のせいであつた、不愉快であつたし、サヴィニーが私の心にもたらしたものは、彼が意図していたものとはまったく正反対のものであつた。つまり、サヴィニーは私にとっては偉大な人物ではなく、言葉では言い表せないほど卑小で貧相な人物と思われたのである。

さらに、もう一つの性向のせいでは、私は彼がいつそう嫌いになった。それは彼の吝嗇さと貪欲さである。パンデクテンの聴講が二度目になる学生は聴講料を支払う必要がなかった。サヴィ

イニーがそのことをいかに不快に感じていたかは、彼が、二度目の学生たちに対して講堂のある一定の場所に坐るよう指示したことによって明らかであった。つまり、その場所に対して、彼は講義中つねに背を向けていたのである。彼は聴講料を支払った学生たちに向ってのみ話しかけていたのだ！「講義の合間の」一五分間の休み時間を利用して、われわれは、いつも右に向けられていた講壇の椅子を左向きに変えた。彼はわれわれの意図を悟って、それ以後はわれわれに向ってもしゃべった」と。

ビスマルクがここで描き出したサヴィニー像は、私自身が個人的に得ていたイメージと一致し、私の判断がこれによって確かめられたと分かったことは、自分にとって無益なことではなかった。

サヴィニー崇拜者たちの盲目的な賛美欲は、サヴィニーという人間から、本当の彼とはまったく異なる人物像を生み出していた。サヴィニーは、彼以外の人は誰であれ、それにふさわしい人はいないような理想の高みへと引き上げられていた。私が一八四〇年にサヴィニーのパンデクテン講義を聞いたとき、彼から受けた印象は、サヴィニーがビスマルクに与えた印象とまったく同じものであった。後年のベルリン時代のサヴィニーは、学生たちと親密な個人的な関係を結び、彼らの心に共感を呼び起こしていたランツフト時代の彼とはまったく違う人物になっていた。ペルリンのお追従と宮廷風が彼を墮落させてしまったのだ。ヤーコプ・グリム(Jakob Grimm)のような、初期の時代から彼に忠実で心服していた弟子でさえも、彼の本質

がこのように変わったことによって、突き放され、疎遠になったと心のなかでは感じていた。そして、グリムは、自ら思いきって時事論文のなかで、サヴィニーの名誉のために、その人の過去と現在とがいかに違っているかをほめかしたのであった。

サヴィニーの吝嗇さと貪欲さについて学生たちは、私の学生時代には次のような醜い性向をうわさしていた。すなわち、ある貧乏学生が、厚かましいほどに、サヴィニーに聴講料の免除を懇願したとき、次のような返事が返ってきたのである。つまり、「その聴講料について自分にはまったく処分権がない。それは妻の小遣いです。彼女に頼みなさい」と。「総額で」何千ターレルにも達する額の聴講料が妻の小遣いだなんて！そんなグロテスクな嘘を臆面もなくこの男は口にしたのであった。

フリードリヒ・ヴィルヘルム四世の教条主義は次の措置にもはつきりと見られることであるが、そのヴィルヘルムがサヴィニーのために彼専用の立法改訂省を創設したとき——この役所は、サヴィニーとともに生まれ、サヴィニーとともに消滅した——、サヴィニーは以下のような要求を出し、それを実現させたのである。つまり、妻の小遣いである聴講料収入を失う代わりに、その正確な金額はもう忘れてしまったが、何千ターレルもの補償金が認められたのであった。プロイセン国家は、周知のように、まったく失敗に帰してしまったこの実験を「立法改訂省大臣」サヴィニーでもって高価にあがなわなければならなかったのだ。サヴィニーはまたたく間に、「現代には立法に對する使命が欠如している」という彼の主張が、彼自身につ

いて完全に当てはまっていることを立証したのである。私はサヴィニーについての話をも含めて、ビスマルクの語った話を司法大臣のフリードリヒ・ベルク (Friedberg) に報告しなければならなかったが、フリードリヒ・ベルクは、「彼は、プロイセンがかつて有しただなかで最悪の司法大臣であった」と語った。上記のことからすれば、同時に最も高くついた大臣であった。

サヴィニーには、実践的な才能が欠けていた上に、さらに、高慢であり他人の見解を受けつけないところがあった。つまり自分は間違ふことはないと思ひ込んでいたのである。この不謬性について、理論家かつ著述家たるサヴィニーは実に多くの証拠を残したし、この不謬性意識は、このような「立法大臣という」実践的な地位にあつてはまったく不適切なものであった。サヴィニー自身が選抜した顧問官の誰一人、彼の下で辛抱することはできなかった。短期間のうちに、彼らの全員が彼の立法省から出て行つた。立法省がもう少し長く存続していたならば、そこに残っているのは唯一サヴィニーただ一人になつていただろう。

このようにサヴィニーが大臣に昇進した機会に、私の故郷の町アウリッヒでは、彼のかつての弟子の一人、法律顧問官のグリーゼバッハ (Grisebach) —— わが国の有名な植物学者の兄弟の一人である —— は、当地のサヴィニーの弟子たちを集めて祝賀状を送らずにはおられなかつた。同人がその経過について私に次のように語つた。すなわち、「私自身が祝賀状を草し、それに添え状をつけてサヴィニーに送つたのだ。誰に返事が来たと思う? 私宛てではなく、われわれのうちのただ一人の ——

貴族、つまり法律顧問官フォン・ヒンユーバー (von Hinuber) 宛てだぜ!」と。

これと対をなす事柄を私に伝えてくれたのが、有名な法律著述家であり、バーゼル大学の元教授のバハオーフェン (Bachofen) である。バハオーフェンが博士号取得者かつ将来の私講師として、きわめて都合の良いことに、サヴィニーと親交の深い、有名な法律家ツェラー (Zeller) の推薦状を携えて、サヴィニーを訪れたとき、ちょうど一人の若い貴族の学生が来合せていた。サヴィニーはもつぱら後者にばかり声をかけ、バハオーフェンには注意を向けなかつた、という。

高貴の生まれ、身分の高い地位は、サヴィニーに対して抗しがたい魅力を及ぼしていた。すでに教授ではあつたが、まだ大臣職が対外的地位の栄光とその他の権限を彼に付与する以前のことであるが、彼は身分の高い人たちのサークルのなかで交際することを最も高貴なことだと思つていた —— 学者としての彼は、このサークルではまともには見られていなかったし、また、そのサークルへの出入りを屈辱と引き換えに手にしなければならなかつたにもかかわらず、そうであつた。彼には本當の品位というものがいつも欠けていた。彼が知つていたのは高慢と虚栄心だけであり、私はここに、ビスマルクが彼一流の荒っぽいやり方でサヴィニーについて用いた辛辣な表現を書き加えておく。

「彼は虚栄心の塊であり、本當に貧相な人物であつた」と。サヴィニーの高慢さについては、私もまた経験する機会があつた。私講師のとき、私は彼に自分の処女論文、すなわちロー

マ法の論文を手渡そうとした。彼の弟子であり彼の保護を受けているルードルフ(Rudolf)は、私の願いを彼に取り次いでくれ、そのおかげで私は彼の宮殿に一時間も居ることが許されたのである。すでにそれ以前にルードルフは、サヴィニーに私という存在を気づかせてくれていた。サヴィニーには、空席となつてゐるヴェルツブルクのローマ法教授としてふさわしい人物を推薦して欲しい旨の要請が、バイエルン政府筋から出されてゐたからである。サヴィニーはルードルフに相談し、ルードルフは私を推薦してくれていたのである。私がサヴィニーの家に行つたとき、サヴィニーは仕事机に向つてゐた。彼は椅子に坐つたまま、いかにも鷹揚にうなずき、私にその椅子に坐るよう指示した。それが私への応対のすべてであつた。今回のベルリン滞在ではじめて司法大臣のフリートベルクから聞き知つたことであるが、私がフリートベルクに語り、私には當時も、また後年も同じく、無作法の見本であると思われていたこの応対ぶりは、まだ比較的な方だつたのである。後年の司法大臣ボルマン(Bormann)が若かつた頃、すでに司法省の臨時職員であつたと思うのだが、ともかく司法官試補であつたとき、同じように論文を手渡そうとしたが、彼は一度も椅子に坐るようには言われなかつた。フリートベルクが付け加えたところによれば、ボルマンは後年の人生でサヴィニーに對し埋め合わせをするチャンスをつぶり持ち、またそのチャンスを利用した、という。サヴィニーは椅子を勧めなかつたことで高いツケを支払わなければならなかつたのだ。

私とサヴィニーとの話し合いがどのように行われたかは、そ

の応対ぶりに現われていた。私はこの機会を利用して、サヴィニーにヴェルツブルクへの推薦のお礼を言うべきだと思つたが、私の願いは問題にもされなかつた。サヴィニーはそのようなことがあつたことをまったく思い出さなかつたのである。彼の推薦が成功を収めなかつたので、そのような態度を彼がとつたとしても、それは当然だつた。私は余りにも素朴だつたので、私のような者がそのような偉大なる男に何かを思い起こさせるようなことをしてはいけないなんて、そんなことは思つてもいなかつた。私自身についてサヴィニーはほとんど何も知らなかつた。サヴィニーは、私の名前を自分の人生ではじめて聞いたかのように振舞つた。まったく抑揚のない声音で語られた数語、それから私に立ち上がつてよいという手振り、気づくか気づかないほどのうなずき、それでもつて私の謁見は終わった。そして、私は金輪際二度とこの家の敷居はまたぐものか、と心に誓いながらそこから出て行つた。しかし、サヴィニーのやり方からすれば、私に對してはおそらくまだ情のある態度だつたのだ！得意然とした笑みを浮かべて私にそのことを報告したルードルフに向つて、サヴィニーは、自分を訪問したボンの教授ジル(Gill)に對して一人の男子生徒のように應對したことを自慢してゐた。中世における占有権の發展に関する卓越した諸研究によつてサヴィニーに恭しく迎え入れられても何ら不思議ではなかつたブルンス(Brunns)もまた、私が彼自身の口から聞いたことであるが、サヴィニーからはきわめて冷淡な應對を受けた、という。というのも、もちろん、ブルンスは、占有権に関するサヴィニーの著作の欠缺を埋めることを敢えて行つた

からである。

ビスマルクについての話に戻そう。

私はもう一点だけ報告しておかなければならない。つまり、学位記の授与のことである。

それは食後のコーヒー・タイムのときに行われた。私はビスマルクの許しを得て、彼の前で当該の文言を読み上げた。読み終えたとき、彼は笑いながら次のように言った。

「自分がどんな男か、よく分かったよ」。

私が辞去の意を告げたとき、ビスマルクはもう一度、授与されたばかりの新しい称号に触れ、冗談めかして私にこう言った。

「私は今後はあなたを同僚 (Herr Kollege) と呼ぶことができます!」と。

私はそれにこう答えた。「私の方からはそう呼びできないことだけが残念です」と。

数日後、公式の場で新しい称号のことを思い出す機会が彼に訪れた。それはランケ (Ranke) の博士号取得六〇周年記念の折りであった。彼は学者ツントの老大家たるランケに「新任のゲッティンゲン大学の博士」として祝辞を述べたからである。その後、われわれの学部にも「ビスマルクからの」感謝状もまた別便で届いた。――

訳註

(1) フーゴー (Gustav Hugo, 1764-1844) : 一七八八年ハレ大学で学位を取得とともに当大学の員外教授となり、一七九二年以降ゲッティンゲン大学の正教授となる。一八

一五四

〇二年には宮廷顧問官、一八一九年に枢密法律顧問官となる。フーゴーは、法学は実践的(「法とは何か」・歴史的(「いかにして法は成ったのか」・哲学的(「法があるということとは合理的なことであるか」)な三つの疑問の前に立たされているがゆえに、ヴォルフ学派の自然法論に対しては自然法と実定法を切り離せと要求し、ローマ法の命題をその歴史的関連とは無関係に利用している「ローマ法の現代的慣用」に対しては、ユステイニアヌスのローマ法(パンデクテン)と古典ローマ法との区別、現代ローマ法と歴史的ローマ法との区別を要求するなど、批判的立場に立った。このようにフーゴーは法学研究のなかに歴史的手法を取り入れた点で、サヴィニーの歴史法学派の先駆者と称されることになったのである。また当時においても、歴史的なゲッティンゲン学派としても注目を集める存在だった。

(2) デルンブルク (Heinrich Dernburg, 1829-1907) : 父はギーセン大学法学教授であり、ダルムシュタットの枢密控訴審判事であった。ギーセンで法学を修め、一八五一年ハイデルベルクのファンゲロー (Karl Adolf von Vangerow) の下で教授資格を取得し、一八五四年にはチューリヒ大学に員外教授として招聘されるが、一学期後には正教授となる(一八六二年)。その後、ハレ大学(一八六二―一八七二年、一八六五/六六年には学長となる)、ベルリン大学(一八七二―一九〇七年、一八八四/八五年には学長となる。イエーリングの手記に出てく

る時期である)の各教授を務める。ベルリンでは教授として亡くなるまで、一八七三年から一九〇七年のあいだプロイセン上院議員や王室法律顧問を務めるなど、とくに帝国ドイツの時代に活躍している。私法学者として、ローマ法、ドイツ普通法を専攻し、実際の冷厳な解釈を行った。主著に『プロイセン私法教科書』(全三巻、一八七一一八八〇年)、『パンデクテン』(全三巻、一八八一八八七年)、『ドイツ帝国およびプロイセンの民法』(全五巻、一八九八一九〇五年)などがある。

- (3) ヤーコブ・グリム (Jakob Grimm, 1785-1863) : 一八〇二年マールブルク大学に入学し、ここでサヴィニーと出会う。一八〇五年にはサヴィニーのパリ研究旅行に随行し、パリでは古ドイツ語と詩についての自分の研究も行っている。一八三七年にいわゆる「ゲッティンゲン七教授」事件に連座し、国外追放となり、カッセルに帰る。この事件を契機にサヴィニーとは不和になる。イエーリングが文中で述べているグリムの時事論文とは、おそらく、その経緯をグリム自らが語った「Jacob Grimm über seine Entlassung」(1838)を指すものと思われる。一八三八年から弟のヴィルヘルムとともにドイツ語辞典の研究に取り組む。グリムは一八四一年にはベルリンに移り、一八四六年、四七年のゲルマニステン大会では議長に選ばれ、また、一八四八年のフランクフルト国民議会の議員にも選出される。

- (4) フリードリヒ・ヴィルヘルム四世 (Friedrich Wilhelm

IV, 1795-1861 : 在位1840-61) : 学問、芸術を愛好し、信仰に篤かったが、性格の剛毅さと政治的手腕を欠く「王座のロマン主義者」と呼ばれた。三月革命に対しては保守的姿勢をとり、フランクフルト国民議会の皇帝位の提供を拒絶した。晩年は精神を病み、弟ヴィルヘルム(後のヴィルヘルム一世)が摂政した。

- (5) バハオーフェン (Johann Jakob Bachofen, 1815-1887) : ローマ法学者、古代史家、神話学者等々のいくつもの顔をもつが、『母権制』(一八六一年)の著者として最も有名である。一八四一年から一八四四年までバーゼル大学のローマ法教授を務めたが、バーゼルの都市貴族の出身として富裕な財産に恵まれていたため、その後、大学を辞し、自分の好きな古代史研究に打ち込んだ。歴史法学派のロマン主義的影響を受けている。彼の『自叙伝』はサヴィニーに宛てて書かれており、サヴィニーに敬意を払っていたことがうかがわれる。また、一八三五年から三七年までベルリン大学で学び、その折りにサヴィニーの講義をも聴講している。イエーリングとも親交があり、著書の贈呈や何通かの手紙のやりとりもしている。なお、バハオーフェンについて詳しくは、吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』(上・下)(白水社、一九九二年・一九九三年)、平田公夫・吉原達也訳『古代墳墓象徴試論』(作品社、二〇〇四年)および両著に所収の「解説」(上山安敏)を参照されたい。

- (6) ルードルフ (Adolf Friedrich Rudorff, 1803-1873) : ハ

ノーファー将校の息子として生まれる。一八二五年ベルリン大学でローマ法の教授資格を取得する。一八二九年ベルリン大学で員外教授となり、一八三三年には正教授となる。後には、枢密法律顧問官、プロイセン科学アカデミー会員ともなり、一八七三年に死去。主著に『ローマ法史』(一八五七—五九年)がある。サヴィニーに師事し、歴史学派を法史の方向に発展させたとされる。サヴィニーのそばで協力し、その関係は父子のように密接なものであったと評されている。サヴィニーの遺言により、彼の死後の遺言執行人に指名され、『サヴィニー財団』の設立に貢献するとともに、ブルンスやロート(Paul von Roth)たちとともにサヴィニーの『歴史法学雑誌』(Zeitschrift für die geschichtliche Rechtswissenschaft, 1815-1845)(一八三九年以降はルードルフがこの雑誌の編集に携わる)を『法史学雑誌』(Zeitschrift für Rechtsgeschichte)に衣替えさせた人でもあった(なお、Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte・通称『サヴィニー雑誌』と改称するのは一八八〇年のことである)。イエーリングは、国家官吏試験をハノーファー政府から拒否された後、学問の道に進むため、ベルリンに出てくるが、その際に頼ったのが、イエーリングのギムナジウム時代の恩師と親交のあった、このルードルフであった。そのような関係にあったから、ヴェルツブルク大学への就職の件で、ルードルフがイエーリングをサヴィニーに推薦してくれたという本文の逸話が生まれ

たのであろう。

- (7) ブルンス (Karl Georg Bruns, 1816-1880) : 一八三九—四〇年の冬学期からテュービンゲンの私講師となり、四四年には員外教授、四九年には正教授としてロストツクに赴任する。一八五一年にはハレに移り、さらに五九年にはふたたびチュービンゲンに戻り、一八六一年にベルリンに招聘される。一八四八年に『中世ならびに現代における占有権』を発表しており、これが「手記」のなかに出てくるイエーリングの念頭にあったブルンスの著書であろう。

- (8) ランケ (Leopold von Ranke, 1795-1886) : ハレ、ベルリン大学に学び、宗教改革期におけるロマン系とゲルマン系民族に関する著作などが認められ、ベルリン大学教授となる(一八二五—一八七一年)。厳密な史料批判により、歴史批判的方法と客観的歴史叙述とを確立し、一九世紀に「ランケ学派」を築く。